

三鷹市の 財政状況

～ 普通会計による分析～

平成 17 年度

- 1 決算統計と普通会計
- 2 決算額の推移から見た特徴点
(平成 8 年度～平成 17 年度)
- 3 平成 17 年度決算の特徴点
- 4 決算カードによる財政状況検証の
ポイント
- 5 財政指標
- 6 財政比較分析
- 7 財政状況等一覧表
- 8 財務諸表
 - (1) バランスシート
 - (2) 行政コスト計算書
 - (3) キャッシュ・フロー計算書
- 9 「三位一体の改革」の影響等

1 決算統計と普通会計

地方自治体が、予算の執行を通じてどのような行政運営を行ったかをみるための基礎資料として活用されているのが「決算統計」です。

この決算統計は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき、「地方財政状況調査」の一環として毎年実施されています。地方自治体の会計を普通会計¹と公営事業会計とに区分し、全国統一の基準による標準的な会計としての「普通会計」の決算数値を使用することにより、地方自治体間の財政比較が可能となっています。

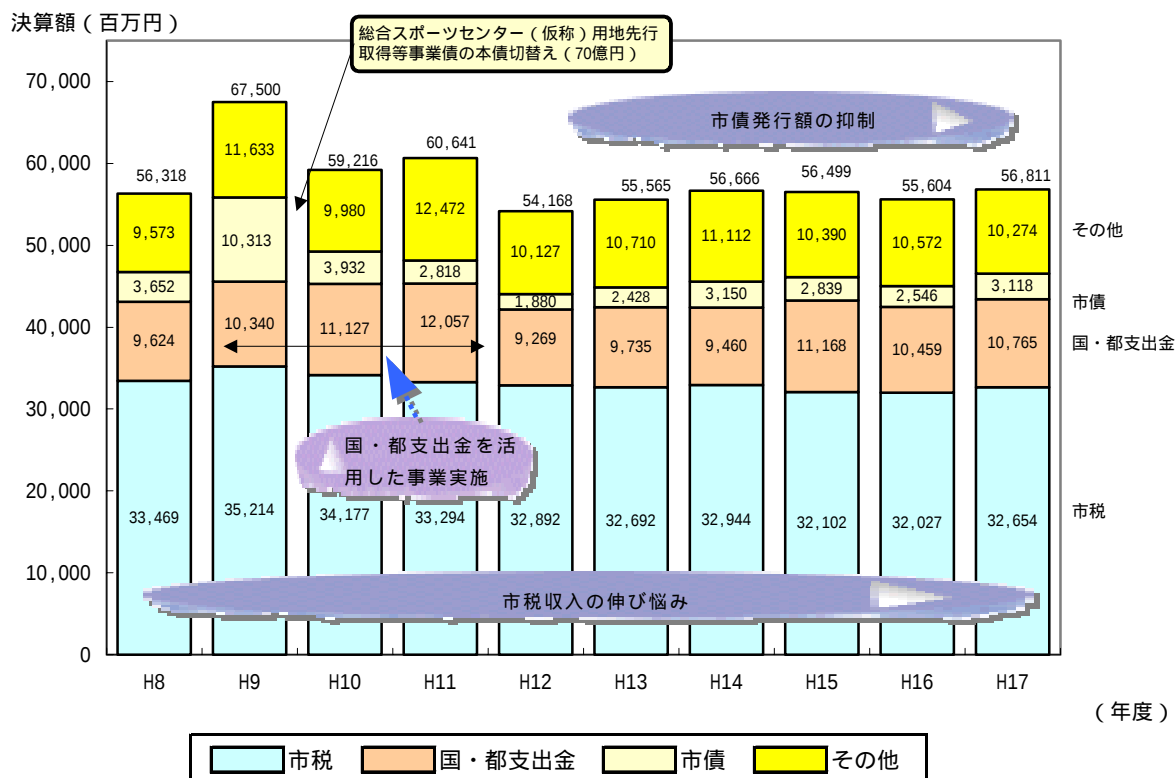
この〔 章 〕では、決算統計の算出結果による普通会計の数値に基づき、過去 10 年間の経年変化や平成 17 年度における決算の特徴点、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

2 決算額の推移から見た特徴点（平成 8 年度～平成 17 年度）

【図 — 1、2、3】は、平成 8 年度からの歳入決算額、歳出決算額（目的別）、歳出決算額（性質別）を年度別に比較したものです。

決算額の 10 年間の推移から見た特徴点は、次のとおりとなっています。

【図 - 1】歳入決算額の推移



¹ 三鷹市の普通会計は、一般会計と再開発事業特別会計の合計から一般会計で行っている介護サービス事業（特別養護老人ホームどんぐり山管理運営費など）を控除したものです。

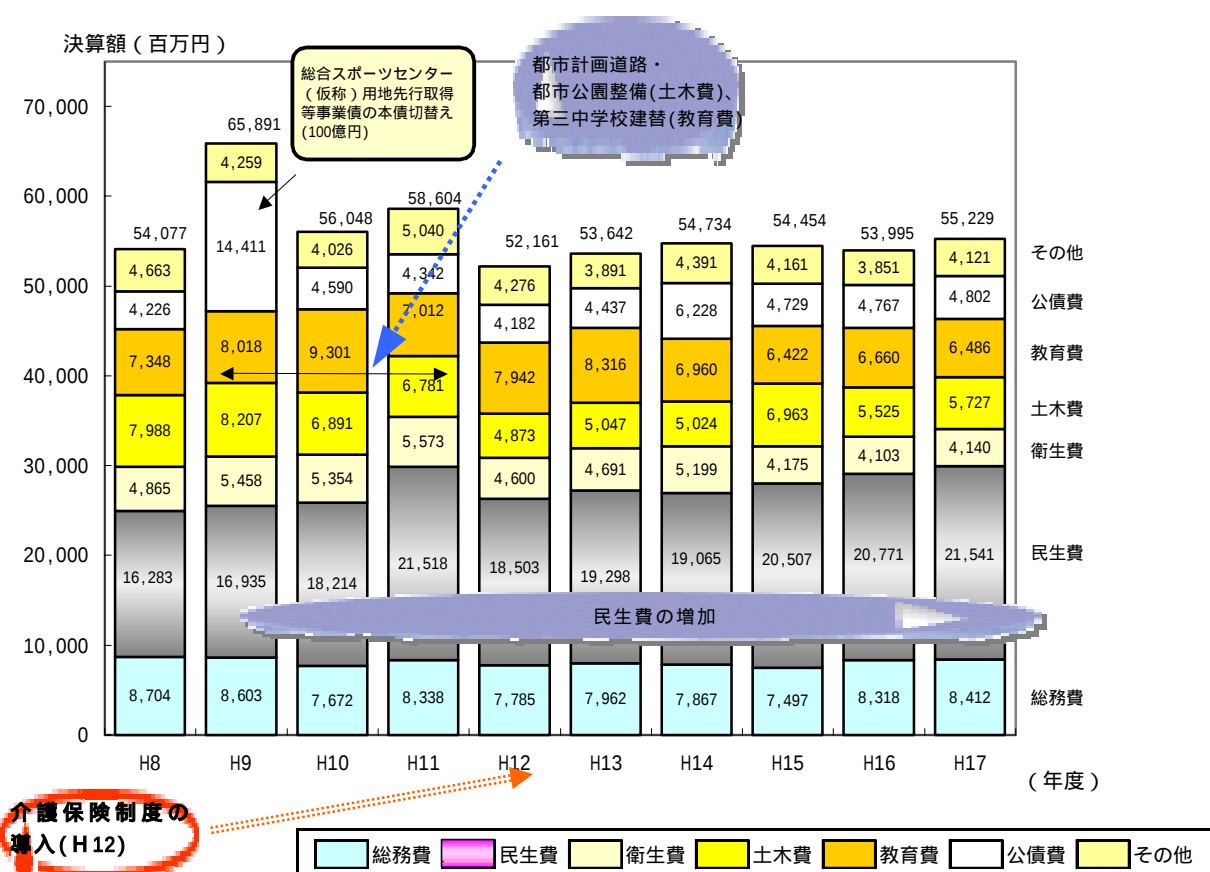
(1) 歳入の約 6 割を占める市税

市税収入は、歳入の約 6 割を占めているとおり三鷹市の歳入の根幹であり、市財政の安定的な財源となっています。市税のうち、個人市民税が約 4 割、固定資産税（都市計画税を含む）が約 4 割を占めていますが、個人市民税は、厳しい経済状況が続く中で、平成 11 年度から実施されている恒久的な減税²など国による政策的減税の影響を受けて、伸び悩んでいます。平成 17 年度においては、配偶者特別控除の見直しなど税制改正の影響や納税義務者数の増加により、個人市民税が増となっていますが、この増要因を除くと、引き続き伸び悩んでいるといえます。

(2) 普通建設事業費の推移とその財源

平成 8～11 年度の歳出決算（性質別）では、普通建設事業費が他の年度に比べて多くなっています。都市計画道路や都市公園整備、第三中学校の建替（平成 9～11 年度）などの大規模な建設事業を行ったことによるものです。事業の実施にあたっては、国・都支出金、市債など特定財源の活用を図ったため、歳入決算においてもそうした特定財源が他の年度に比べて多くなっています。

【図 - 2】歳出決算額の推移（目的別）



² 減税補てん措置として、普通交付税の不交付団体にも交付される「地方特例交付金」の創設、国のたばこ税からの税源移譲、減税補てん債による措置が講じられることになりました。なお、「恒久的な減税」は、平成 18 年度の税制改正により「恒久化」されました（175 頁参照）。

(3) 伸び続ける扶助費

社会保障制度の一環として支出される扶助費は、この 10 年間で約 1.4 倍に増えています。景気低迷などによる生活保護費の増や、国の少子化対策による児童手当等の拡充が主な要因で、このため扶助費の割合が高い民生費も同様に伸びています。なお、平成 12 年度は、老人保護費などが介護保険制度へ移行したことなどから減となりましたが、その後も依然として高い割合で推移しています。

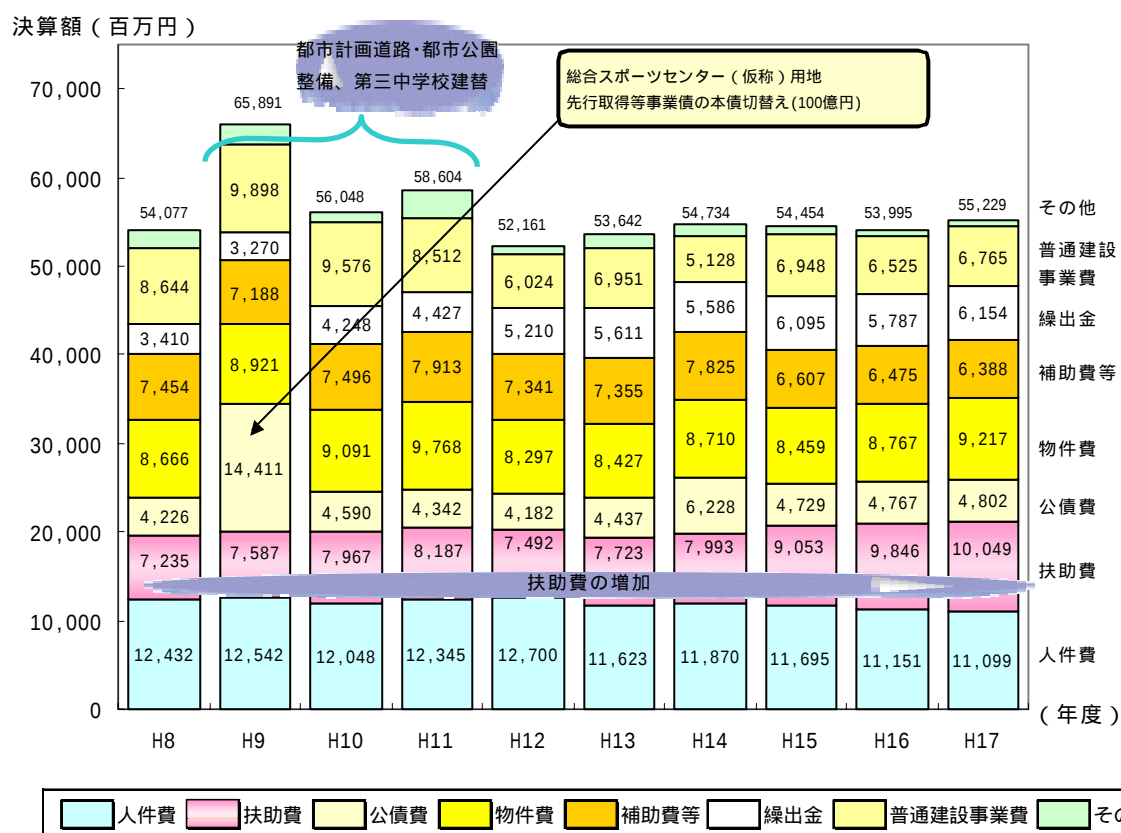
(4) 市債発行額の抑制と後年度負担の軽減

歳入決算の市債は、普通建設事業費の財源などに活用を図っていますが、平成 10 年度以後は発行を抑制していることから、決算額は低い水準で推移しています。

一方、歳出決算の公債費は、施設整備に係る市債などの償還が始まったことなどに伴い微増となっています。こうした公債費の後年度負担を軽減するため、低利債への借換えや高金利債の繰上償還などに積極的に取り組んでおり、平成 14 年度には、臨時財政対策債³を活用した実質的な低利債への借換えを行いました。

なお、平成 9 年度は総合スポーツセンター（仮称）用地先行取得等事業債の本債切替えを行ったため、形式的に金額が膨らんでいます。

【図 - 3】歳出決算額の推移（性質別）



³ 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、平成 16 年度から平成 18 年度の間に（平成 13 年度から平成 15 年度の制度の延長）各地方公共団体が発行する地方財政法第 5 条の特例となる地方債のことで、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。

3 平成 17 年度決算の特徴点

平成 17 年度決算の状況は、152 頁に掲載した決算カードのとおりとなっており、その主な特徴点は以下のとおりです。なお、あわせて「4 決算カードによる財政状況検証のポイント」を参照してください。

(1) 「三位一体の改革」の影響

平成 12 年 4 月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでした。

この「地方分権一括法」では踏み込むことができなかった、国から地方への税財源の移譲という課題については、平成 15 年 6 月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」が閣議決定され、地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、といった「三位一体の改革」の具体的な工程が盛り込まれました。

平成 17 年度は、この「三位一体の改革」が実施 2 年目の年であり、老人保護費負担金や介護予防・地域支え合い事業補助金、保育所運営費補助金などが廃止又は一部廃止になり、合計で 1 億 1,836 万 2 千円のマイナスとなる一方、暫定的な税源移譲措置として所得譲与税の譲与が引き続き行われ、前年度と比較して 3 億 1,625 万 3 千円の増となりました。平成 17 年度決算における本市の国庫補助負担金等の削減と所得譲与税の増額分との差額は、1 億 9,789 万 1 千円のプラスとなりました。

なお、平成 17 年度中に、第 1 期「三位一体の改革」の最終的な姿が示されたことから、その三鷹市への影響（平成 16～18 年度）をまとめたものを、173 頁に掲載してあります。

(2) 市税収入の低迷

固定資産税は、家屋の新增築の影響などにより増となるとともに、個人市民税についても、配偶者特別控除の見直しなどの税制改正の影響や納税義務者数の増加により、増となっており、市税全体も前年度を上回るものとなっていますが、こうした増要因を除くと、三鷹市における個人の所得状況は引き続き伸び悩んでいるといえます。

なお、平成 17 年度は、市内に鉱泉浴場が初めて開業したことに伴い、入湯税を新設しました。

(3) 扶助費を中心とした民生費の増

生活保護費の増や児童手当、乳幼児医療費助成の拡充などにより、扶助費の増高が続いている状況であるとともに、70 歳以上の前期高齢者の増加等に伴う保険給付費の増などにより、国民健康保険事業特別会計への繰出金が大幅増となったことなどから、民生費が増となりました。

(4) 普通建設事業費の増

平成 17 年度は、主な建設事業として三鷹駅南口駅前広場整備関連事業として三鷹ネットワーク大学、すずかけ駐輪場の整備などを行ったことにより、普通建設事業全体としては前年度を上回りました。

なお、普通建設事業を含めた投資的経費では、平成 17 年 9 月に発生した集中豪雨による水害の復旧対応にあたったことから、平成 8 年度以来 9 年ぶりに「災害復旧事

業費」を執行しています。

(5) 人件費の抑制

前年度に比べ退職者数の減があったほか、再任用職員・嘱託職員の活用や職員定数及び職員互助会交付金の見直しなどにより、人件費総額の抑制が図られました。

なお、「三鷹市行財政システム大綱」及び「三鷹市行財政システム改革実施方策」において、平成 18 年度当初までの 5 年間に 120 人の職員定数削減を予定していたものをすでに平成 16 年度で達成しました。

(6) 基金の活用

平成 17 年度は、まちづくり施設整備基金のとりくずしを行い、三鷹ネットワーク大学、すずかけ駐輪場の整備などに活用しました。また、高齢者・障がい者福祉、子ども・子育て支援などのため、健康福祉基金の活用を図ったほか、平成 15 年度に創設した環境基金を活用して、市民の先導的な環境活動への支援などを行いました。

(7) 公債費の増と繰上償還等の実施

減税補てん債（平成 7 年度分）借換え後の元金償還や、平成 14 年度末に解散した武蔵野三鷹地区保健衛生組合（以下、「武三保組合」）から引き継いだ組合債の元金償還の開始により、公債費が微増となっていますが、三鷹駅前広場用地取得事業債（昭和 61 年度債、借入利率 5.2%）など 3,765 万 5 千円の繰上償還を行い、後年度負担の軽減に努めました。

4 決算カードによる財政状況検証のポイント（「 」内は決算カードの項目を記載）

普通会計の決算額などの基礎数値を 1 枚のカードに見やすくまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントを紹介します。

なお、平成 17 年度以前の三鷹市の決算カードは市のホームページや相談・情報センター（市役所 2 階）で閲覧できるほか、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)で全団体の情報が入手可能となっています。

(1) 他団体との比較 「市町村類型」

人口規模や産業構造が同じような条件、状況にある市町村は類似団体と呼ばれ、人口と産業構造の組み合わせにより、全市区町村で 88、都市では 31 の類型が設定されていましたが、平成 17 年度決算から、類似団体行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に変更（本市は、市町村類型「 - 3」に属しています。）されました。

■市町村類型「 - 3」に属する 29 団体（人口 15 万人以上、 次、 次産業就業人口が 95% 以上で、 次産業が 65% 以上）

北海道小樽市	千葉県市川市	千葉県八千代市	東京都町田市	京都府宇治市
北海道釧路市	千葉県松戸市	東京都八王子市	東京都小平市	大阪府和泉市
北海道苫小牧市	千葉県佐倉市	東京都立川市	東京都日野市	兵庫県西宮市
埼玉県春日部市	千葉県習志野市	東京都三鷹市	東京都西東京市	兵庫県川西市
埼玉県狭山市	千葉県柏市	東京都府中市	神奈川県鎌倉市	沖縄県那覇市
埼玉県上尾市	千葉県流山市	東京都調布市	神奈川県藤沢市	

（２）収支から見た経営状況 「決算収支の状況」

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源⁴を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市税などの財源を市民福祉の向上などに充てることを基本としていることから、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模⁵に占める実質収支の割合を実質収支比率といいますが、一般的には 3～5% 程度の水準が望ましいとされています。

（３）財政運営の健全性・弾力性等 「指数等」

ア 財政力と地方交付税の依存度 ―― 財政力指数

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額⁶を基準財政需要額⁷で除した数値（単年度の財政力指数）の過去 3 か年の平均値を財政力指数といい、地方公共団体の標準モデルを基準に、各団体の収入と需要を統一的な基準で測定した数値です。

財政力指数が「1」を上回ると余裕があるとされており、単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みになっています。

イ 財政構造の弾力性 ―― 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、後掲 5（１）で詳細について掲載しています。なお、「性質別歳出」では、人件費、扶助費、公債費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

⁴ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などのことをいいます。

⁵ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

⁶ 標準財政規模のおおよそ 75% を基準財政収入額といいます。これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち 75% が標準的な水準の行政に使用され、残りの 25% は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上に立って算定されることによります。

⁷ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要な行政経費を算定するものではありません。

ウ 公債費の財政負担

—— 公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率、実質公債費比率

いずれも公債費の財政負担を示す指標です。(公債費比率は後掲 5 (2) で詳細を掲載しています。)

起債制限比率とは、公債費比率の算定式を用いて、さらに基準財政需要額から地方交付税の算定上の調整(事業費補正)によって算入された公債費を除いた割合の 3 か年平均値をいいます。この比率が 20% 以上の団体については、地方債許可制度上、一部の地方債の発行が制限されていきました(平成 18 年度より協議制に移行し、実質公債費比率を用いています)。また、公債費負担比率は公債費に充当された一般財源(「性質別歳出」の充当一般財源等)の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には 15% が警戒ライン、20% が危険ラインとされています。

実質公債費比率は、平成 18 年度より地方債が従来の許可制から協議制に移行することに伴い、公債費による財政負担の程度を客観的に表すために新たに導入された指標で、実質的な公債費に費やした一般財源の標準財政規模に占める割合を表しています。この比率が 18% 以上(3 か年平均)の自治体は、従来どおり許可制のもとで地方債の発行を行うこととなります。

算定にあたり、分子となる部分については、公債費、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたもの、公営企業会計に対する繰出金などで公営企業債の償還の財源に充てたもの、債務負担行為による支出のうち、地方債の元利償還金に類似するもの、などになります。一方、分母については標準財政規模の額を用いて算定します。

エ 将来の財政運営

—— 積立基金現在高、地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額

積立基金現在高は、将来の施策実現のために積み立てられた市の預金残高であり、安定的な財政運営ができるように、一定程度確保しておく必要があります。

一方、地方債現在高は将来負担すべき借入金の残高を示しており、また、債務負担行為⁸の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し将来の支出を約束した経費を示しています。三鷹市土地開発公社が取得した用地に対する市の後年度負担分は、ここに表われています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

(4) 職員の配置状況と給与支給状況等 「一般職員」「特別職等」

一般職員の職員数や 1 人当たり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

⁸ 複数年にわたる大規模な建設事業や将来買い取ることを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要があります。

(5) 各公営事業会計の経営状況 「 公営事業の状況 」

国民健康保険事業、下水道事業など、普通会計以外の公営事業会計の収支状況が記載されています。収支の補てんである普通会計からの繰入金の推移をみることで、各公営事業の経営状況を把握することができます。

(6) 市税の収入状況等 「 市町村民税 」

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率等が記載されており、団体の税収構造の特徴点を把握することができます。

平成 17 年度決算カード

平成17年度 決算状況				団体コード		132047		市町村類型		- 3	
				団体名		三鷹市		17年度交付税種地区分		- 10	
人 口				指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等			
国調	17年	177,016人		過疎 山村 離島	(首都) (近郊整備) (既成市街地)	<ごみ・し尿処理> ・東京都三多摩地域 廃棄物広域処分組合 ・ふじみ衛生組合	基準財政需要額	21,038,129千円			
	増減率(17 / 12)年	3.1%						基準財政収入額	26,831,435千円		
住民基本台帳	18.3.31	171,261人		(不交付) 広域行政圏		<収益事業> ・東京都市収益事業 組合	標準財政規模 A	35,456,227千円			
	対前年増減率	0.4%					財政力指数	単年度 (1.275) 1.259			
	18.3.31現在 (参考) 65歳以上人口	30,003人					面積	16.50km ²			
決算収支の状況		平成17年度 千円		平成16年度 千円		<その他>	公債費負担比率	11.3%			
1 歳入総額	A	56,811,438		55,603,528		・東京都市町村総合 事務組合	経常収支比率	87.2%			
2 歳出総額	B	55,228,586		53,995,477			現償高倍率	133.3%			
3 歳入歳出差引額(A-B)	C	1,582,852		1,608,051			地方債現在高 B (特定資金公共投資事業債除く)	47,261,191千円			
4 翌年度へ繰り越すべき 財源	D	546,087		100,799			債務負担行為限度額	40,035,311千円			
5 実質収支(C-D)	E	1,036,765		1,507,252			債務負担行為の 翌年度以降支出予定 額	11,912,485千円			
6 単年度収支	F	470,487		243,970			積立金現在高 D (うち財政調整基金)	8,197,061千円 (1,719,692)			
7 積立金	G	167,343		127,440			B + C - D	50,976,615千円			
8 繰上償還額	H	37,655		104,614			[B + C] / A	166.9%			
9 積立金取崩し額	I	0		350,000			土地開発基金現在高	0千円			
10 実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	265,489		361,916			積立基金取崩し額	455,703千円			
							収益事業収入金	0千円			
一 般 職 員 (18.4.1現在)						特 別 職 等 (18.4.1現在)					
区 分		職 員 数		4月分給与 支払総額		1人当たり 支給月額		区 分		改定実施 年 月 日	
		A	人 B	千円 B/A		円				一人当たり平均給料 (報酬)月額 円	
一 般 職 員		980		355,617		362,874		市町村長		7.12.1 1,050,000	
うち技能労務職		128		45,641		356,570		助 役		7.12.1 890,000	
教育公務員		5		1,935		387,000		収 入 役		7.12.1 810,000	
消 防 職 員		0		0		0		教 育 長		7.12.1 830,000	
臨 時 職 員		0		0		0		議 長		7.12.1 640,000	
合 計		985		357,552		362,997		議 副 議 長		7.12.1 580,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実質収支額 千円	普通会計からの 繰入金 千円		職 員 数 人		議 員		7.12.1 550,000	
	国民健康保険(事業勘定)	/	17,948	2,672,827		19		議 員 数 (26 人)			
	老人保健医療	/	96,566	942,170		4		加入世帯数		37,474世帯	
	下水道事業	無	24,859	954,726		21		被保険者数 A		62,728人	
	介護保険事業(保険勘定)	/	122,775	1,180,000		18		うち退職被保険者等 B		9,055人	
	介護サービス事業	無	24,112	403,916		1		退職者医療制度加入率 B/A*100		14.4%	
								一世帯当たり保険税調定額		113,561円	
								被保険者1人当たり保険税調定額		67,842円	
								被保険者1人当たり費用		213,510円	
								保険税(料)		4,099,879千円	
							保険給付費		8,639,760千円		
							老人保健拠出金		3,311,711千円		
							介護給付費納付金		880,689千円		

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一般財源等 千円	経常収支比率 %
地 方 税	32,653,605	57.5	30,282,793	85.0	人 件 費	11,099,020	20.1	9,881,862	9,870,239	26.7
地方譲与税	927,185	1.6	927,185	2.6	うち職員給	7,523,824	13.6	6,489,638	6,489,406	17.6
利子割交付金	264,302	0.5	264,302	0.7	扶 助 費	10,049,060	18.2	2,898,235	2,898,235	7.9
配当割交付金	125,120	0.2	125,120	0.4	公 債 費	4,802,455	8.7	4,786,301	4,748,646	12.9
株式等譲渡所得割交付金	183,923	0.3	183,923	0.5	内 元利償還金	4,801,973	8.7	4,785,819	4,748,164	12.9
地方消費税交付金	1,795,798	3.2	1,795,798	5.1	内 一時借入金利子	482	0.0	482	482	0.0
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小 計	25,950,535	47.0	17,566,398	17,517,120	47.5
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	9,217,204	16.7	7,154,078	5,948,020	16.1
自動車取得税交付金	361,617	0.6	361,617	1.0	維持補修費	271,416	0.5	268,431	267,831	0.7
地方特例交付金	1,429,634	2.5	1,429,634	4.0	補 助 費 等	6,388,300	11.6	5,785,920	5,290,190	14.3
地方交付税	72,035	0.1	0	0.0	積 立 金	424,471	0.8	413,732		
内 普通	0	0.0	0	0.0	投資及び出資金・貸付金	16,500	0.0	0	0	0.0
内 特別	72,035	0.1			繰 出 金	6,153,639	11.1	5,963,540	3,166,632	8.6
交通安全対策特別交付金	29,176	0.1	29,176	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0		
国有提供施設所在地交付金	0	0.0	0	0.0	投資的経費	6,806,521	12.3	3,625,560	歳入一般財源等	
小 計	37,842,395	66.6	35,399,548	99.4	うち人件費	152,394	0.3	152,394	42,360,511 千円	
分担金・負担金	216,548	0.4	0	0.0	普通建設事業費	6,764,800	12.2	3,583,839	経常経費充当一般財源	
使 用 料	830,059	1.5	212,126	0.6	内 補 助	1,428,318	2.6	120,416	32,189,793 千円	
手 数 料	392,464	0.7	0	0.0	内 単 独	5,256,276	9.5	3,453,217		
国庫支出金	6,414,939	11.3			内 その他	80,206	0.1	10,206	減税補てん償及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率	
都 支 出 金	4,350,489	7.7			災害復旧事業費	41,721	0.1	41,721		
財 産 収 入	929,339	1.6	77	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0		
寄 附 金	24,117	0.0			合 計	55,228,586	100.0	40,777,659	90.4%	
繰 入 金	735,356	1.3								
繰 越 金	1,608,051	2.8								
諸 収 入	349,481	0.6	179	0.0						
地 方 債	3,118,200	5.5								
(うち減税補てん償)	(527,100)	(0.9)								
(うち臨時財政対策債)	(780,400)	(1.4)								
合 計	56,811,438	100.0	35,611,930	100.0						

市 町 村 民 税						目 的 別 歳 出			
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × $\frac{100}{75}$ 千円	超過課税分 収入 済 額 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円
市 町 村 民 税	14,273,260	43.7	3.6	14,308,980		議 会 費	532,758	1.0	532,530
個人分	1,666,260	5.1	5.4	1,399,509	130,136	総 務 費	8,411,840	15.2	7,027,247
法人分	12,598,611	38.6	0.7	12,545,224		民 生 費	21,541,122	39.0	12,516,605
固定資産税	60,856	0.2	3.2	61,796		衛 生 費	4,140,474	7.5	3,304,933
軽自動車税	1,251,873	3.8	4.3	1,221,293		労 働 費	168,390	0.3	117,535
市町村たばこ税	0	0.0	0.0			農 林 水 産 業 費	128,224	0.2	123,454
鉱 産 税	0	0.0	0.0			商 工 費	420,903	0.8	365,088
特別土地保有税	0	0.0	0.0			土 木 費	5,727,154	10.4	3,759,657
法定外普通税	0	0.0	0.0			消 防 費	2,446,348	4.4	2,152,738
目 的 税	2,802,745	8.6	0.5	459,136		教 育 費	6,486,202	11.7	5,668,855
内 入 湯 税	380	0.0	0.0			災 害 復 旧 費	41,721	0.1	41,721
内 事業所税	431,553	1.3	2.1	459,136		公 債 費	4,802,455	8.7	4,786,301
内 都市計画税	2,370,812	7.3	0.9			諸 支 出 金	380,995	0.7	380,995
法定外目的税	0	0.0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0
旧法による税	0	0.0	0.0			合 計	55,228,586	100.0	40,777,659
合 計	32,653,605	100.0	2.0	29,995,938	130,136				

納 税 義 務 者 数		平成 17 年 度 大 規 模 事 業 (単位: 百万円)				徴 収 率	区 分		現年	滞納	合 計
個 均 等 人 割	人						課税分%	繰越分%	%		
人 割	83,618	三鷹駅南口駅前広場整備事業	1,043	六小耐震補強事業	176		市町村税合計 (徴収猶予分を除く)	98.3	19.6	94.3	
		三鷹ネットワーク大学整備事業	509	三鷹都市計画道路3・4・13号線(牟礼)	156			う 市町村民税	(98.3)	(19.6)	(94.3)
		一ハスパーリニューアル事業	373	整備事業				う 市町村民税	98.0	15.5	92.5
法 税	人	すすかけ駐輪場整備事業	283	大沢の里整備事業	133	ち 純固定資産税		98.3	27.6	95.6	
人 割	4,108	防災行政用無線整備事業	185	駅前商業活性化賃貸店舗保留床	99	国民健康保険税(料)	91.1	16.7	73.2		
		丸池の里整備事業	182	取得事業							